部長及び参事官
殿
所　　属　　長

免 許 発 第 ４ １ 号
令和８年２月20日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

消防用緊急自動車等の運転資格の審査の特例に関する事務取扱要領について（通達乙）

県警察における道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第15条の２の規定に基づく緊急自動車の運転資格の審査（以下「審査」という。）のうち、地方公共団体の保有する消防用自動車及び救急用自動車に係る審査については、「消防用緊急自動車等の運転資格の審査の特例に関する実施要領について（通達乙）」（令和７年３月14日免許発第56号。以下「旧通達乙」という。）に基づき運用しているところであるが、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第60号）の一部が施行され、ＡＴ限定中型自動車免許等が導入されること等に伴い、新たに別添のとおり「消防用緊急自動車等の運転資格の審査の特例に関する事務取扱要領」を定め、令和８年４月１日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、この通達乙の実施をもって旧通達乙は廃止する。

別添

消防用緊急自動車等の運転資格の審査の特例に関する事務取扱要領

第１　教習実施者の指定

消防機関の長（消防団にあっては市町村長）から、公安委員会に、別記第１号様式の緊急自動車教習実施者指定申請書に審査に係る教習計画書を添えて教習実施者の指定の申請があったときは、別記第２号様式の緊急自動車教習実施者指定書を作成し、教習実施者を指定するものとする。

第２　教習計画

１　教習計画の内容は、次のとおりとする。

(1)　教習の科目、時間（合わせて５時間以上とする。）、場所及び方法

(2)　教習担当職員の官職、氏名及び免許歴

(3)　評定の場所（消防学校、消防本部等の屋外訓練場等で、第３の１の評定を行うことができる場所とする。）

(4)　評定担当職員の官職、氏名及び免許歴

(5)　教習対象者の範囲、年間教習予定人員及び年間教習予定回数

２　教習実施者は、教習計画に変更を生じたときは、速やかに公安委員会に届け出るものとする。

第３　教習実施者の評定と公安委員会への通知

１　教習実施者は、教習の終了後、教習を受けた者の運転技能について、「緊急自動車の運転資格の審査の実施要領について（通達乙）」（令和８年２月20日免許発第40号）の第４から第６までに定める審査の方法に準じ、評定を行うものとする。

２　教習実施者は、１の評定を行ったときは、評定を受けた者全員の評定結果を証した別記第３号様式の緊急自動車教習実施結果通知書を作成し、評定合格者に係る別記第４号様式の緊急自動車運転資格審査申請書とともに、公安委員会に提出するものとする。

第４　公安委員会による審査

公安委員会において、第３の２により提出された緊急自動車教習実施結果通知書に基づいて書面審査を行い、合否を決定するものとする。

別記

第１号様式（第１関係）

年　　月　　日

高知県公安委員会　殿

（消防機関の長）

緊急自動車教習実施者指定申請書

緊急自動車の運転資格審査に関する教習を別添の教習計画書によって実施したいので、教習実施者として指定されるよう申請します。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

第２号様式（第１関係）

年　　月　　日

（消防機関の長）　殿

高知県公安委員会　㊞

緊急自動車教習実施者指定書

年　　月　　日付け緊急自動車教習実施者指定申請書に基づき教習実施者として指定します。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

第３号様式（第３関係）

年　　月　　日

高知県公安委員会　殿

緊急自動車教習実施指定者

（消防機関の長）

緊急自動車教習実施結果通知書

年　　月　　日に実施した緊急自動車運転技能教習の評定の結果を下記のとおり通知します。

記

氏名	生年月日	免許の種別	免許証の番号	免許情報記録の番号	運転しようとする緊急自動車の種類	評定結果	備考

備考

１　「運転しようとする緊急自動車の種類」欄には、ＭＴ車又はＡＴ車の区分も記載すること。

２　「備考」欄には、評定結果が何回目の評定によるものか等を記載すること。

第４号様式（第３関係）

緊急自動車運転資格審査申請書

年　　月　　日

高知県公安委員会　殿

<table>
<tr><td colspan="3">氏名・生年月日</td><td colspan="6"></td><td colspan="6">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">住所</td><td colspan="12"></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">運転しようとする緊急自動車の種類</td><td colspan="12">大型　中型　準中型　普通　大自二　普自二　小型二輪</td></tr>
<tr><td colspan="12">ＭＴ車　　ＡＴ車</td></tr>
<tr><td rowspan="13">現に受けている免許</td><td colspan="2">交付公安委員会</td><td colspan="12">公安委員会</td></tr>
<tr><td colspan="2">免許証の交付年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td><td>免許証の有効期間の末日</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">免許証の番号</td><td colspan="12">第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録等公安委員会</td><td colspan="12">公安委員会</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定免許情報の記録等年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td><td>免許情報記録の有効期間の末日</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">免許情報記録の番号</td><td colspan="12">第　　号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第一種免許</td><td>二・小・原</td><td colspan="12">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="12">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">第二種免許</td><td colspan="12">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">免許の種類</td><td>大型</td><td>中型</td><td>準中型</td><td>普通</td><td>大特</td><td>大自二</td><td>普自二</td><td>小特</td><td>原付</td><td>牽引</td><td>大型二</td><td>中型二</td><td>普通二</td><td>大特二</td><td>牽引二</td></tr>
<tr><td colspan="2">免許の条件</td><td colspan="12"></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">緊急自動車の使用者</td><td>所在地</td><td colspan="11"></td></tr>
<tr><td>職名</td><td colspan="11"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="11"></td></tr>
</table>

備考　１　「運転しようとする緊急自動車の種類」及び「免許の種類」欄は、該当するものを○で囲むこと。

２　「ＭＴ車」は、ＡＴ車以外の自動車をいう。